

高島屋 取引指針

～信頼される商品の提供のために～

当社は、お客様や社会から信頼される、安全・安心でより良い商品の提供を使命と考えています。そこで、生産・製造・流通過程における一連の取引において、法令遵守はもとより、幅広い視点で『CSR（企業の社会的責任）』に基づいた取引を推進するため、以下の指針を策定しました。

この指針の実行には、当社の営業を支えていただいている最良のパートナーであるお取引先のご理解・ご協力が不可欠です。私たちは、お取引先の営業ご担当者やお取引先販売員の皆様一人ひとりと公平で良好なパートナーシップを築きながら、より良い取引を継続的に推進し、共存共栄を図ってまいります。

1. 豊かな生活を実現する商品の提供

（社会的ニーズ・マーケット変化への対応）

- ① 高齢化や次世代育成、「エコ」、安心・安全への配慮など、社会的ニーズやマーケット変化に対応した商品の提案・提供に努めます。

（商品を通じた社会貢献）

- ② 商品を通じて、地球環境への配慮や途上国支援、被災地や難病患者への支援などを行い、持続可能な社会づくりに貢献します。

（継続的な品質向上）

- ③ お客様の安全と安心を確保し得る商品の提供に向け、品質管理体制を構築・強化し、継続的な品質向上に努めます。

（適正価格の実現）

- ④ 製造および流通におけるコストの合理化に継続的に努め、お客様が満足し得る商品価値の創造と適正価格の実現を目指します。

2. 流通過程における環境負荷の軽減

(環境対応型流通システムの構築)

- ① 地球環境や自然との共生に向けて、環境負荷のより少ない製造加工プロセスや流通システムの構築に努めます。

(適切な産廃物処理の徹底)

- ② 地球環境や自然との共生に向けて、廃棄物の排出を抑制するとともに、分別・保管・収集・運搬・再生などの処理を適切に行います。また、最終処分の際には都道府県などの条例や定められた法令に則った手続きを徹底します。

3. 公正で透明な取引の推進

(適正な取引の推進)

- ① 独占禁止法、大規模小売業告示、下請法などに則った公正で適正な取引を推進します。
また、景品表示法や食品衛生法などに則った適正で明確な表示により、お客様への正しい情報提供を推進します。

(反社会的勢力の排除)

- ② 暴力団排除条例を遵守し、暴力団関係企業とは取引を行いません。

4. 適切な情報の管理

(機密保持の徹底)

- ① 取引を通じて知り得た機密情報・個人情報については、第三者に漏洩することのないよう厳密に管理します。

(重要情報の適正開示)

- ② 事業活動内容、品質・安全性に関わる情報などについては、適時・適切に開示します。

5. 知的財産権の保護

- ① 特許権・著作権・商標権・意匠権など知的財産権を保有する権利者の権利を尊重するとともに、第三者の権利を侵害するような商品を取り扱いません。

6. 適切な労働体制の確保

(児童労働・強制労働の排除)

- ① 各国・地域の法令に定められた適正な労働体制のもとで製造・流通した商品の調達を図り、児童労働・強制労働など不当労働により製造された商品等は取り扱いません。

(適正な労働環境・安全衛生管理の推進)

- ② 従業員や臨時雇用従業員の雇用にあたり、労働関係法規や労働協約に従わない企業や安全・衛生管理の不十分な企業により生産・製造された商品を取り扱いません。

以 上

(2012.12 改訂)